

# 公開資料

## 令和3年度第1回北海道森林審議会林地保全部会議事概要

### 1 開催方法

新型コロナウイルス感染拡大の防止措置が講じられている状況を踏まえ、書面により開催しました。（部会委員に資料等を送付し、文書により審議を行いました。）

なお、当部会は北海道情報公開条例第10条第1項第4号に規定する非開示情報を取り扱うものであること等から非公開の扱いとし、議事概要を公開します。

### 2 諒問・答申した日

諒問 令和3年（2021年）4月26日（月）

林地保全部会開催期間 令和3年（2021年）5月12日（水）～5月25日（火）

答申 令和3年（2021年）5月25日（火）

### 3 諒問事項

別紙「令和3年度第1回北海道森林審議会林地保全部会諒問議案一覧」のとおり

### 4 北海道森林審議会林地保全部会委員

部会長 阿部 徹（北海道林業協会 会長）

委 員 北川 裕美子（旭川市経済部旭山動物園 嘴託職員）

委 員 松永 秀司（株式会社サトウ 代表取締役社長）

委 員 吉田 和正（国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 北海道支所 支所長）

### 4 議事要旨

（1）諒問議案第1号に係る審議用資料等を送付

（2）文書により審議を行った結果、諒問議案第1号は次のとおり答申を行うこととなった。

諒問のあった開発行為は、「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」及び「環境の保全」の4つの許可基準を満たしていると認められる。

また、計画内容が具体的であり、資金計画や土地権利関係等から、事業の実施は確実である。

以上のことから、当該開発行為は許可処分とすることが適当である。

## 令和3年度第1回北海道森林審議会 林地保全部会 諒問議案一覧

区分	諒問議案第1号
諒問事項	森林法第10条の2第1項の規定に基づく開発行為の許可処分
諒問基準 適用条項	「林地開発行為の許可申請」及び「設備整備計画の認定及び変更に係る協議(林地開発行為)」に伴う北海道森林審議会への諒問基準の設定について1の(1)
開発行為 の目的	農用地(草地)の造成
申請面積	17.3403ha
開発区域の 所在場所	河西郡芽室町北明西八線39番1 ほか1字ほか10筆
申請者	札幌市中央区北5条西6丁目1番地23 公益財団法人北海道農業公社 理事長 竹林 孝